

議第 1 2 7 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(酒田市特別職の職員に対する退職手当支給条例の一部改正)

第 1 条 酒田市特別職の職員に対する退職手当支給条例（平成 1 7 年条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(酒田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 酒田市一般職の職員の給与に関する条例（平成 1 7 年条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 7 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 2 7 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(酒田市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 3 条 酒田市職員の退職手当に関する条例（平成 1 7 年条例第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 1 項第 1 号及び第 5 項第 2 号、第 1 5 条の見出し及び同条第 1 項第 1 号、第 1 6 条第 1 項第 1 号並びに第 1 8 条第 4 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(酒田市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第 4 条 酒田市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平

成 17 年条例第 172 号)の一部を次のように改正する。

第 18 条第 4 号及び第 5 号並びに第 19 条第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(酒田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第 5 条 酒田市議会の個人情報の保護に関する条例 (令和 4 年条例第 35 号)の一部を次のように改正する。

第 53 条から第 55 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律 (令和 4 年法律第 67 号。以下「刑法等一部改正法」という。)の施行の日 (令和 7 年 6 月 1 日)から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第 2 条の規定による改正前の刑法 (明治 40 年法律第 45 号。以下この項において「旧刑法」という。)第 12 条に規定する懲役 (以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第 13 条に規定する禁錮 (以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第 16 条に規定する拘留 (以下「旧拘留」という。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。
- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律 (令和 4 年法律第 68 号)並びにこの条例 (以下これ

らを「刑法等一部改正法等」という。)の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の酒田市一般職の職員の給与に関する条例第27条の3第1項第1号の規定、第3条の規定による改正後の酒田市職員の退職手当に関する条例第14条第1項第1号の規定及び第4条の規定による改正後の酒田市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第19条第1項第1号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(経過措置の規則への委任)

- 6 この条例に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

(提案理由)

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を整理するものである。

議第 1 2 8 号

酒田市議会の議決に付すべき重要な公の施設に関する条例の廃止
について

酒田市議会の議決に付すべき重要な公の施設に関する条例を廃止する条例を
次のように制定する。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

酒田市議会の議決に付すべき重要な公の施設に関する条例を廃止
する条例

酒田市議会の議決に付すべき重要な公の施設に関する条例（平成 1 7 年条例
第 6 6 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の酒田市議会の議決に付す
べき重要な公の施設に関する条例第 3 条の規定及び地方自治法（昭和 2 2 年
法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 1 号の規定による議会の議決に基づきな
されている許可は、その期間が満了するまでの間、なおその効力を有する。

（提案理由）

特定の施設を重要な公の施設とする取扱いを改めるため、条例を廃止するも
のである。

議第 1 2 9 号

酒田市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

酒田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

酒田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

酒田市職員の退職手当に関する条例（平成 1 7 年条例第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 1 項第 4 号中「職業に就いたもの」を「安定した職業に就いた者」に改め、同条第 1 4 項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第 5 6 条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当について同条第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第 8 項中「附則別表第 1」を「附則別表」に改める。

附則第 9 項中「第 3 5 条」を「第 3 5 条の 2」に改める。

附則第 1 3 項中「令和 7 年 3 月 3 1 日」を「令和 9 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、附則第 8 項及び第 9 項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の酒田市職員の退職手当に関する条例第 1 1 条 1 1 項（第 4 号に係る部分に限り、同条第 1 5 項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した酒田市職員の退職手当に関する条例第 2 条第

1 項に規定する職員（同条第 2 項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であって施行日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

（提案理由）

国家公務員退職手当法の一部改正により、就業手当が廃止されること等に伴い、所要の改正を行うものである。

議第 1 3 0 号

酒田市税条例の一部改正について

酒田市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

酒田市税条例の一部を改正する条例

酒田市税条例（平成 1 7 年条例第 7 0 号）の一部を次のように改正する。

第 6 7 条第 1 項の表中

「第 3 期 9 月 1 6 日から同月 3 0 日まで

第 4 期 1 1 月 1 6 日から同月 3 0 日まで

第 5 期 翌年 1 月 1 6 日から同月 3 1 日まで

第 6 期 翌年 2 月 1 6 日から同月末日まで 」

を

「第 3 期 1 1 月 1 6 日から同月 3 0 日まで

第 4 期 翌年 2 月 1 6 日から同月末日まで」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の酒田市税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 7 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に定める標準化基準に適合する基幹業務システムの稼働に対応するため、固定資産税の納期の変更について、所要の改正を行うものである。

議第 1 3 1 号

酒田市都市計画税条例の一部改正について

酒田市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

酒田市都市計画税条例の一部を改正する条例

酒田市都市計画税条例（平成 1 7 年条例第 7 1 号）の一部を次のように改正する。

別表広野字下中村の項中「1 6 6－2」の次に「、2 7 2－2、2 7 2－3」を加え、同表広野字末広の項中「5 1－1」の次に「、5 2－1」を加え、同表黒森字葭葉山の項中「9－1、」及び「、9－7」を削り、同表坂野辺新田字東貉山の項中「、4 4 6－2」を削り、「4 4 7－5」を「4 4 7－5 から 4 4 7－7 まで」に改め、同表新堀字豊森の項中「、1 9 2－3」及び「、1 9 4－2」を削り、同表新堀字前岡の項中「1 2 8－1、1 2 8－2」を「1 2 8－1 から 1 2 8－3 まで」に改め、同表落野目字杉之崎の項中「5 3」を「5 3－1、5 3－2」に改め、同表（注）1 中「令和 4 年 1 月 1 日」を「令和 6 年 1 月 1 日」に改め、同表（注）2 中「令和 4 年 1 月 2 日」を「令和 6 年 1 月 2 日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の酒田市都市計画税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 6 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(提案理由)

都市計画税の課税区域において変更が生じた地番等について、所要の改正を行うものである。

議第 1 3 2 号

酒田市開発許可等の基準に関する条例の一部改正について

酒田市開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

酒田市開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

酒田市開発許可等の基準に関する条例（平成 1 7 年条例第 1 6 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 7 号ア中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」を「物資の流通の効率化に関する法律」に、「物流総合効率化法」を「物資流通効率化法」に、「第 5 条第 2 項」を「第 7 条第 2 項」に、「第 2 条第 3 号」を「第 4 条第 3 号」に改め、同号イ中「物流総合効率化法第 4 条第 5 項」を「物資流通効率化法第 6 条第 1 0 項」に改める。

附 則

この条例は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 2 3 号）の施行の日から施行する。

（提案理由）

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部改正に伴い、引用する法律の名称等の変更について、所要の改正を行うものである。

議第 1 3 3 号

酒田市介護保険条例の一部改正について

酒田市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

酒田市介護保険条例の一部を改正する条例

酒田市介護保険条例（平成 1 7 年条例第 1 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が前条第 1 項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、保険料を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 1 3 条第 3 項中「においては」を「には」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の酒田市介護保険条例第 1 3 条第 2 項ただし書の規定は、令和 6 年 7 月 2 5 日から適用する。

（提案理由）

災害を受けた者等の介護保険料の減免に関する特例を設けるため、所要の改正を行うものである。

議第 1 3 4 号

酒田市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について

酒田市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

酒田市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

酒田市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「員数」の次に「（運営協議会が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。以下この条において同じ。）」を加え、同条第 2 項の表以外の部分中「前項」を「第 1 項」に改め、同項の表右欄中「前項各号」を「第 1 項各号」に、「前項第 1 号」を「第 1 項第 1 号」に、「前項第 2 号又は第 3 号」を「第 1 項第 2 号又は第 3 号」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第 1 号被保険者の数について、おおむね 3, 0 0 0 人以上 6, 0 0 0 人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の

一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

- 3 地理的条件その他の条件により、一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上7,000人未満となる場合の人員配置基準は、第1項に規定する職員の員数に同項各号に掲げる者のうちから1人を加えたものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

介護保険法施行規則の一部改正に伴い地域包括支援センターの職員配置基準を変更するとともに、一の圏域において第1号被保険者数がおおむね6,000人以上7,000人未満となる場合の職員配置基準に関する規定を追加するため、所要の改正を行うものである。

議第 1 3 5 号

酒田市国民健康保険税条例の一部改正について

酒田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

酒田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

酒田市国民健康保険税条例（平成 1 7 年条例第 1 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 7 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、国民健康保険税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 2 7 条第 3 項中「においては」を「には」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の酒田市国民健康保険税条例第 2 7 条第 2 項ただし書の規定は、令和 6 年 7 月 2 5 日から適用する。

（提案理由）

災害を受けた者等の国民健康保険税の減免に関する特例を設けるため、所要の改正を行うものである。

議第 1 3 6 号

酒田市観光物産施設設置管理条例の廃止について

酒田市観光物産施設設置管理条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

酒田市観光物産施設設置管理条例を廃止する条例

酒田市観光物産施設設置管理条例（平成 1 7 年条例第 8 4 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この条例による廃止前の酒田市観光物産施設設置管理条例（以下「廃止前条例」という。）第 8 条第 1 項の規定により観光物産施設の指定管理者の指定を受けた者に係る廃止前条例第 9 条の規定については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に廃止前条例第 1 5 条第 1 項の規定により使用の許可を受けた者に係る廃止前条例第 1 7 条に規定する使用料及び第 2 0 条に規定する使用料の返還については、なお従前の例による。
- 4 施行日前に行われた行為に対する廃止前条例第 2 6 条に規定する原状回復義務、第 2 7 条に規定する損害賠償義務及び第 2 8 条に規定する秘密保持義務については、なお従前の例による。

（提案理由）

酒田市観光物産施設の用途を廃止するため、条例を廃止するものである。

議第 1 3 7 号

酒田市民農園設置管理条例の廃止について

酒田市民農園設置管理条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

酒田市民農園設置管理条例を廃止する条例

酒田市民農園設置管理条例（平成 1 7 年条例第 9 3 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に行われた行為に対するこの条例による廃止前の酒田市民農園設置管理条例第 7 条に規定する原状回復義務及び第 1 1 条に規定する損害賠償義務については、なお従前の例による。

（提案理由）

酒田市民農園の用途を廃止するため、条例を廃止するものである。

議第 1 3 8 号

酒田市下水道条例の一部改正について

酒田市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

酒田市下水道条例の一部を改正する条例

酒田市下水道条例（平成 1 7 年条例第 1 5 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 1 項第 1 0 号中「第 6 条第 4 号」を「第 6 条第 5 号」に、「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

下水道法施行令の一部改正により、生活環境の保全に関する環境基準が見直されたこと等に伴い、所要の改正を行うものである。

議第 1 3 9 号

スマート農業研修センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項及び第 5 項の規定により、スマート農業研修センターの指定管理者として、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

管理を行わせる施設の名称及び所在地	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
スマート農業研修センター 酒田市大宮町四丁目 9 番 3 号	酒田市大宮町 四丁目 9 番 3 号	株式会社ファーム・フ ロンティア 代表取締役 中山 由紀	令和 7 年 4 月 1 日 から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

スマート農業研修センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものである。